

あなたの生活と行政をつなぐ

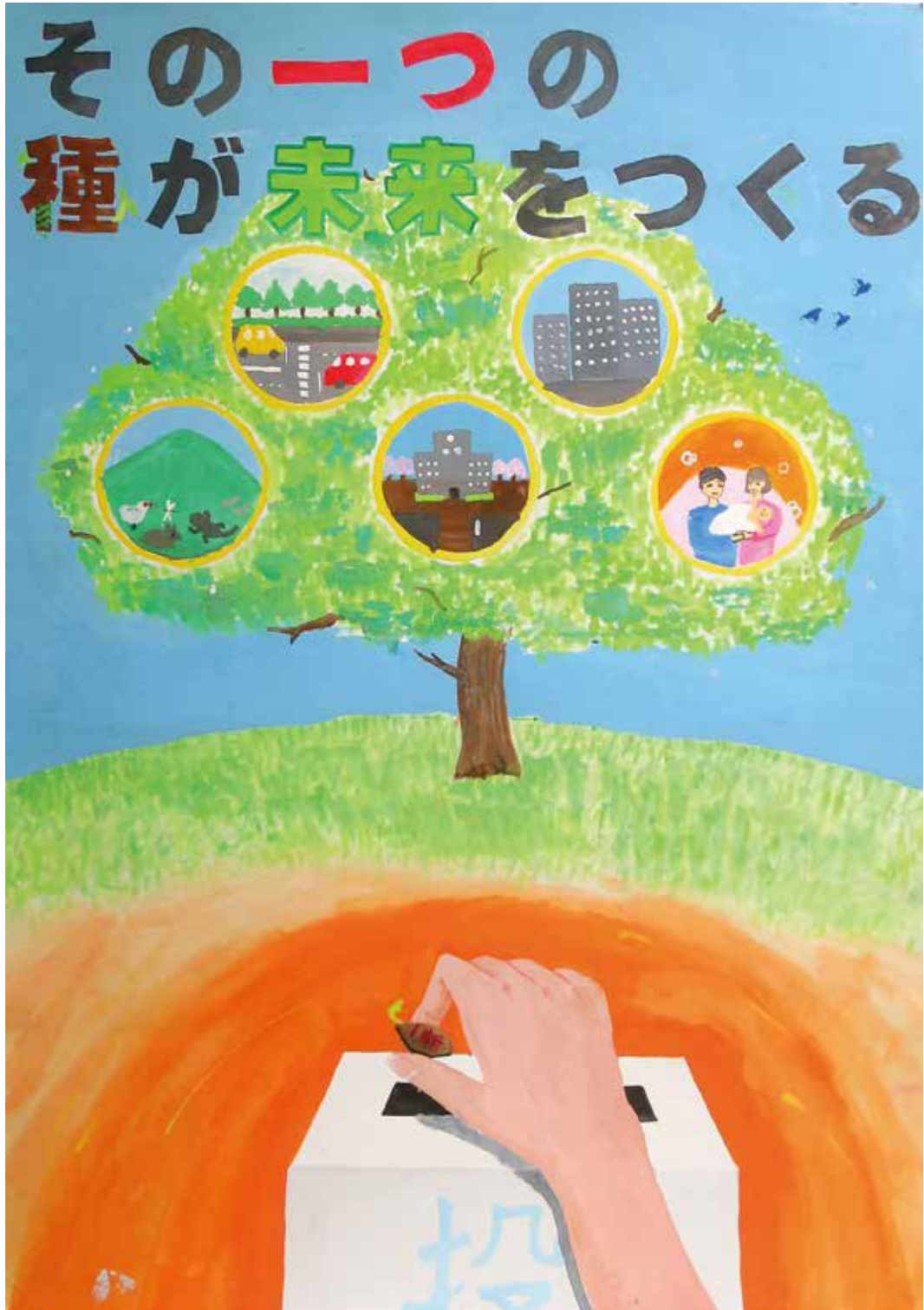
Saku

LI
FE
ライフ



広報佐久
令和5年3月

長野県議会議員一般選挙特集



令和4年度明るい選挙啓発ポスターコンクール入選作品 小学校の部 長野県審査佳作
佐久市立中佐都小学校6年生
篠原 桜さんの作品

長野県議会議員一般選挙

4月9日(日)投票日

任期満了に伴う長野県議会議員一般選挙は、3月31日(金)に告示され、4月9日(日)に投票が行われます。

市内の投票所で投票ができる人

日本国民で年齢満18歳以上であり、佐久市の選挙人名簿に登録されていなければなりません。

■年齢要件

平成17年4月10日までに生まれた人

■住所要件

令和4年12月30日までに転入届が済んでいる人

市内で転居した人

3月14日以降に市内で転居届出をした人は、お手数でも転居前の投票所での投票となります。

佐久市へ転入した人

■県内の他市町村から転入

令和4年12月31日以降に転入届をした人で、旧住所地の選挙人名簿に登録されている人は、県内の最寄りの市役所・町村役場の市民課（または住民課等）で「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」の交付を受け、旧住所地の市町村で投票していただくか、滞在地における不在者投票が利用できます（旧住所地の選挙管理委員会へご相談ください）。

■他の都道府県から転入

令和4年12月31日以降に他の都道府県から転入した人は、今回の長野県議会議員一般選挙は投票できません。

佐久市から転出した人

■県内の他市町村へ転出

令和4年12月31日以降に長野県内の他市町村へ転出した人で、そこに引き続き住所を有し、佐久市の選挙人名簿に登録されている人は、県内の最寄りの市役所・町村役場の市民課（または住民課等）で「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」の交付を受けて、佐久市で投票することができます。なお、佐久市に投票に来ることが困難な場合は滞在地における不在者投票が利用できます。（3ページ記載）

■他の都道府県へ転出

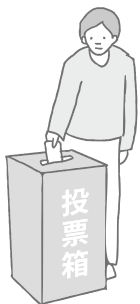
他の都道府県へ転出した人は、長野県議会議員一般選挙は投票できません。

投票の方法

受付

長野県議会議員一般選挙
(候補者氏名を記入)

投票



選挙当日投票時間

4月9日(日)の投票時間は、午前7時から午後8時までです。投票は早めに済ませましょう。

なお、馬坂・広川原地区は、午前9時に馬坂特農館から下町公会場の投票所まで送迎をします。

投票所

投票所は5・6ページの「投票所一覧」をご覧いただくとともに、市ホームページまたは郵送される「投票所入場券」に略図を記載してありますのでご確認ください。

投票所が昨年の選挙（R4.長野県知事選挙）と変更となる地区

投票区	地区	投票所名
第82	片倉・比田井・天神	佐久市立望月中学校 体育館

※第3投票所（住吉町・西本町）の投票区の皆さんは次のとおりになります。

投票所名	西本町公会場

期日前投票のできる
場所・期間・時間

※開設場所により期間や時間が異なりますので左表をご覧ください。

開設場所	期 間	時 間
市役所 2階市民ホール 臼田支所 2階会議室 浅科支所 1階会議室3 望月支所 1階市民ホール	4月1日(土)～4月8日(土)	午前8時30分～午後8時
イオンモール佐久平	4月1日(土)～4月8日(土)	午前10時～午後8時
野沢会館 大会議室1・2	4月6日(木)～4月8日(土)	午前8時30分～午後8時 ※4月8日は午後6時まで
馬坂特農館	4月7日(金)のみ	午前10時～午前11時30分

(期日前投票について詳しくは4ページをご覧ください)

不在者投票

不在者投票開始日 4月1日(土)から

滞在地等における不在者投票

佐久市の選挙人名簿に登録されている、長期出張や就学などのため、投票日当日や期日前投票期間に、佐久市以外の市区町村に滞在する場合には、滞在地の市区町村選挙管理委員会にて投票できます。この場合、あらかじめ投票用紙を佐久市選挙管理委員会に請求していただき、投票用紙が手元に届いてから、滞在地の選挙管理委員会にて投票します。投票した投票用紙が、投票日当日までに佐久市へ届かなければなりませんので、早めの手続きが必要となります。

なお、マイナンバーカードを所有している場合は、総務省のマイナンバー「びつたりサービス」からオンライン請求ができます。

詳細は市ホームページをご覧ください。また、佐久市選挙管理委員会までお問い合わせください。

指定病院等における不在者投票

病気などのため都道府県が指定した病院、施設等に入院、入所して歩行が困難な場合などは、その施設内で投票することができます。この場合、早めに施設の係員に申し出てください。

市内の指定病院・老人ホーム等

病 院	老人ホーム	介護老人保健施設
浅間総合病院	佐久福寿園 シルバーランドみつい	安 寿 苑
くろさわ病院	ウェルガーデン佐久	シルバークラ
金澤病院	佐久良荘 望月悠玄荘	シトつかばら
佐久総合病院本院	結いの家	愛の郷
佐久総合病院 佐久医療センター	塩名田苑 シルバーランドきしの	佐久総合病院 老人保健施設
雨宮病院	さくら苑 佐久平愛の郷	救護施設
川西赤十字病院	うすだコスモ苑	清和寮

郵便等による不在者投票

身体に重度の障がい^(※)がある人で佐久市選挙管理委員会が交付した「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、郵便等による不在者投票ができます。

郵便等による不在者投票は、「郵便等投票証明書」が必要になりますので、身体障害者手帳等をお持ちのうえ、佐久市選挙管理委員会へ申請してください。

また、すでに交付されている証明書の有効期限が切れている場合も改めて申請が必要となります。

なお、投票用紙の請求期限は、4月5日(木)までです。

(※) 重度の障がいとは

身体障害者手帳	
両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	
両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症まで
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護5

■郵便投票における代理記載による投票

郵便等投票制度の対象になる人で、右記の表に該当するときは、投票用紙の請求や投票の際に代理記載をさせることができます。この場合の手続きについては、選挙管理委員会へお問い合わせください。

身体障害者手帳
上肢・視覚の障害
1級
戦傷病者手帳
上肢・視覚の障害
特別項症から第2項症まで

■代理投票制度

私は字が書けないから投票しない、などと考えて棄権しないでください。いろいろな理由で字の書けない人のために、代理投票の制度がありますので、

投票所で申し出てください。代筆する者もこれに立ち会う者も、投票の秘密を厳守しますので、安心して投票することができます。

■特例郵便等投票による不在者投票

新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方でも、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。

詳細はホームページをご覧ください。なお、投票用紙の請求期限は、4月5日(水)までです。

●注意事項

他人の投票に対する干渉や、なりすまし等の詐偽投票については、公職選挙法上の罰則が設けられています。

●濃厚接触者の方の投票について

新型コロナウイルス感染症の患者ではない濃厚接触者につきましては、特例郵便等投票の対象ではありません。投票のための外出は「不要不急の外出」には当たらないとされていますので、投票所等で投票いただいて差し支えありません。ただし、手洗いや手指の消毒、マスクの着用等の感染防止対策を取るようご協力いただき、公共交通機関の利用は自粛していただきますようお願いいたします。

■期日前投票

選挙の当日に仕事や冠婚葬祭、用事

や旅行、病気やけが、新型コロナウイルス感染症対策として混雑を避けるため等により選挙の当日投票ができない方の特例として期日前投票ができます。なお期日前投票では宣誓書の提出が必須です。当日、入場券や宣誓書を忘れてしまった場合でも受付で記入いただけます。

■入場券の宣誓書をご活用ください

期日前投票所の混雑緩和策として、入場券の裏面に期日前投票の際に必要な宣誓書が印刷されていますので、期日前投票をされる場合は事前に記入いただき、投票所までお持ちください。記入しづらい場合は、ホームページからも印刷(A4版)できますのでご利用ください。

■新型コロナウイルス感染症対策について

■投票所の対策

- ・投票所入口にアルコール消毒液を設置します。
- ・定期的に投票所の換気、記載台などの消毒を実施します。
- ・事務従事職員や投票管理者、投票立会人は、マスクやフェイスシールド等を着用します。
- ・投票用紙に記載する鉛筆は簡易鉛筆を用意します(持参した鉛筆の使用も可能ですが、色鉛筆、ボールペン等の使用はできません)。
- ・記載台は隣り合って使用できません。

■市民の皆さんへのお願い

- ・マスクの着用にご協力ください。
- ・投票所出入口では、手指の消毒にご協力ください。
- ・並んでいたいただく場合など、一定の距離をとっていただきますようお願いいたします。

期日前投票所をなるべくご利用ください。その際は事前に入場券の裏面もしくは、ホームページから印刷した宣誓書にご記入いただき持参されますと受付時間が短縮できます。混雑時には少しお待ちいただく場合があります。ご不便をおかけいたしますが、ご協力をお願いします。

■選挙公報

候補者の政見、経歴などを記載した選挙公報を、4月7日(金)までに配布します。また、市役所、各支所、各出張所にも置いてあるほか、佐久市ホームページからもご覧いただけます。郵送を希望される方は選挙管理委員会へお問い合わせください。

■インターネットを使った選挙運動

有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、フェイスブック、ツイッター等)を利用した選挙運動はできますが、電子メールを利用した選挙運動は禁止されています。

候補者は、ウェブサイト等および電子メールを利用した選挙運動ができません。

投票所一覧

投票所名	投票区域	投票所名	投票区域
第1投票所 相生町公会場	上の城・岩村田相生町 一本柳	第24投票所 平井公民館	相浜・平井
第2投票所 浅間会館	稲荷町・大和町・花園町 岩村田本町・荒宿	第25投票所 杓沢公民館	杓沢・東立科
第3投票所 西本町公会場	住吉町・西本町	第26投票所 竹田公会場	糠尾・日向・竹田 下平・熊久保
第4投票所 市民創錬センター	猿久保・猿久保東	第27投票所 前山地区会館	小宮山・弥生ヶ丘・前山北中 前山南・洞源・泉
第5投票所 長土呂公会場	長土呂	第28投票所 大沢地区社会体育館	地家・大沢下町・大沢中町 大沢上町・大地堂
第6投票所 上平尾研修センター	横根・上平尾	第29投票所 大沢新田公会場	美笹・大沢新田
第7投票所 下平尾公民館	下平尾	第30投票所 中込第2保育園	杉の木・石神・権現堂 前林・三石・三家第1 三家第2
第8投票所 佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所中佐都店	赤岩・平塚 根々井塚原・上塚原	第31投票所 サングリモ中込 佐久市中込交流センター	佐太夫町第1・佐太夫町第2 橋場南・橋場西・橋場東 中込新町
第9投票所 常田公民館	常田	第32投票所 佐久市役所	中央区南町 中央区北町第1 中央区北町第2
第10投票所 下塚原公会場	下塚原	第33投票所 佐久市役所中込出張所	北耕地・平賀新町・太田部 荒家・北口・平賀下宿 平賀中宿・平賀上宿 アベニュー
第11投票所 根々井公会場	根々井・大塚	第34投票所 常和公民館	常和南・常和北
第12投票所 横和公会場	今井・三河田・横和	第35投票所 瀬戸公民館	西耕地・瀬戸中 瀬戸東・瀬戸南
第13投票所 北岩尾公民館 憩いの家	落合・北岩尾・南岩尾	第36投票所 内山集会所	松井・町下・町中 町上・朧水・中村
第14投票所 大和田集会場	大和田・白山	第37投票所 相立公民館	相立・苦水
第15投票所 小田井下宿公民館	小田井下宿・荒田	第38投票所 大月集会所	大月・黒田
第16投票所 西屋敷集会場	西屋敷	第39投票所 東地公民館	東地
第17投票所 野沢会館	田町・野沢本町・中小屋 十二町・取出相生町 取出中・取出上・本新町	第40投票所 西地公民館	西地
第18投票所 原公会場	原上・原中・原下 原曙・原宮巻・原東南 原西南	第41投票所 安原公民館	安原
第19投票所 鍛冶屋公会場	鍛冶屋・高柳	第42投票所 伊勢林公民館	紅雲台・伊勢林・駒場
第20投票所 跡部老人憩いの家	跡部	第43投票所 新子田世代交流館	新子田
第21投票所 泉野区集会場	三塚・泉野	第44投票所 志賀下宿公会場	五十貫・志賀下宿 志賀中宿・志賀上宿
第22投票所 中桜井公会場	上桜井・中桜井 下桜井・北桜井	第45投票所 駒込公民館	駒込
第23投票所 農村環境改善センター	今岡・下県東・下県西		

投票所一覧

投票所名	投票区域	投票所名	投票区域
第46投票所 美里区公会場	諏訪・中荒・下荒・美里	第68投票所 矢島老人憩いの家	矢嶋
第47投票所 住吉集会場	白田中町・住吉・伊勢 上荒・旭ヶ丘・平	第69投票所 駒の里ふれあいセンター	長坂・城下・東町 八千代町・神田町・末広町 金井町・栄町・昭明町 本町・上本町・西町 泉町・古宮・御桐谷町 吹上町
第48投票所 佐久市白田支所	白田勝間・城山・城下 宮本・稲荷・中央		
第49投票所 下小田切公会場	滝・横山・下小田切・泉ヶ丘	第70投票所 印内地区農業生活改善施設	印内・印内原
第50投票所 湯原公会場	湯原・湯原新田	第71投票所 茂田井区民会館	茂田井・立科町茂田井 (※)
第51投票所 上小田切西区公会場	上小田切西・上小田切	第72投票所 観音寺区農業生活改善施設	観音寺 立科町大字茂田井観音寺 (※)
第52投票所 切原児童館	中小田切・北川	第73投票所 百沢地区農業生活改善施設	御牧原・百沢・牧布施
第53投票所 岩水公会場	岩水	第74投票所 布施地域 コミュニティセンター	入布施・式部
第54投票所 入沢集会所	入沢	第75投票所 抜井地区農業生活改善施設	抜井・中居・中石堂
第55投票所 十日町公会場	三条・十日町	第76投票所 布施南部地区農業生活改善施設	雁村・大木
第56投票所 下越区公会堂	下越・竜岡・三分	第77投票所 長者原地区農業生活改善施設	藤巻・一の原・長者原 東長者原・西長者原
第57投票所 大奈良公会場	清川・大奈良・原 上中込	第78投票所 御鹿の郷地域 ふれあいセンター	下之宮・善郷寺・高橋 北春・上新・金井 堀端・大西・向反
第58投票所 下町公会場	丸山・宮代・川原宿 田口中町・下町・馬坂 広川原	第79投票所 新田地区農業生活改善施設	竹之城・新田・湯沢
第59投票所 塩名田区生きがいセンター	塩名田	第80投票所 新町公民館	新町・宮之入・三明 茂沢・入片倉
第60投票所 佐久市療育支援センター	御馬寄	第81投票所 入新町公会場	入新町・岩下
第61投票所 駒寄公会場	駒寄	第82投票所 佐久市立望月中学校体育館	片倉・比田井・天神
第62投票所 上原公会場	上原	第83投票所 高呂区農業 生活改善センター	協東・高呂
第63投票所 中原構造改善センター	中原	第84投票所 大谷地生活共同館	大谷地
第64投票所 佐久市浅科支所	下原	第85投票所 協西公民館	協西
第65投票所 八幡区コミュニティ センター	八幡 (上町・中町・大平)	第86投票所 小平公民館	小平・三井
第66投票所 八幡下農業生活改善施設 (本町公会場)	八幡 (本町・宮本・桑山・入の沢)		
第67投票所 御牧原多目的集会所	御牧原		

(※) …佐久市地籍分
赤字は前回と変更した投票所

■ 問合せ 佐久市選挙管理委員会 ☎62-3502